平成２５年（フ）第１１号
和歌山県田辺市上の山１丁目８番11　中の谷団地101号、前住所和歌山県田辺市明洋１丁目16番10号
債務者　村岡ノリ子
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２４年（フ）第３７８号
群馬県渋川市金井977番地
債務者　片桐　　弘
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２５年（フ）第１５号
群馬県前橋市大渡町１丁目17番地21
債務者　並木　　敏
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２５年（フ）第２２号
群馬県渋川市渋川311番地４　アプリール202号
債務者　髙瀬真寿美（旧姓菊地）
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２４年（フ）第２０１号
群馬県館林市大谷町928番地の２
債務者　野村　幸一
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２５年（フ）第８号
群馬県太田市新井町245番地２
債務者　菅原　統治
１　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２５年（フ）第２７号
埼玉県春日部市備後東２丁目14番15号　クレセント南春日部308号、旧住所埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸1665番地３
債務者　荻島　　操
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２５年（フ）第３６号
埼玉県春日部市藤塚2746番地　サンフラワーハイツ202
債務者　奈良　　司（旧姓増子）
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２５年（フ）第２９号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目21番地12　キャビン25・205号、住民票上の住所埼玉県深谷市上野台3341番地８
債務者　宮﨑　あや（旧姓木部）
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２５年（フ）第４２号
埼玉県本庄市西五十子333番地10
債務者　池亀　一郎
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２４年（フ）第１４１４号
千葉県船橋市宮本１丁目21番10号　ベイステート安間518号
債務者　昼間　美穂
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２５年（フ）第２５号
沖縄県那覇市字大道95番地　メゾン有泉303
債務者　友利タカ子
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２５年（フ）第２９号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目４番３―1105号　県営古波蔵第３市街地住宅
債務者　嘉山　幸子
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２５年（フ）第１２号
愛知県岡崎市牧御堂町字油田65番地２　ドムス牧御堂101
債務者　山村　哲夫
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月25日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第５０１号
札幌市豊平区中の島１条１丁目２番25号
破産者　株式会社アースコム建築事務所
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第１７５号
千葉県市原市辰巳台東３丁目５番地29
破産者　千葉　　仁
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（フ）第２１９５号
名古屋市中村区名駅３丁目16番２号
破産者　株式会社文佐
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２４４６号
名古屋市緑区横吹町1805番地
破産者　有限会社大登電機商会
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部